

公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年2月12日

岩手県知事 達 増 拓 也

公印規程の一部を改正する訓令

公印規程（昭和30年岩手県訓令第33号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）				
公 印			管 守 機 関	備 考	公 印			管 守 機 関	備 考
種 類	ひな型	大 小 (ミリメートル)			種 類	ひな型	大 小 (ミリメートル)		
[略]					[略]				
出納長 印	<u>岩 手 県</u>  出 納 長	<u>方20</u>	出納局出納 員		会計管 理者印	<u>岩 手 県</u>  会 計 管 理 者	<u>方23</u>	出納局出納 員	
副出納 長印	<u>岩 手 県</u>  副 出 納 長	<u>方20</u>	出納局出納 員		[略]				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この訓令は、平成20年2月13日から施行する。